

令和6年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第 1 1 4 8 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	阪 本 克 己
同	金 井 康 博

令和 6 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

令和6年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の種類

(1) 審査の名称

令和6年度さいたま市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第150条第5項

2 審査の対象

令和6年度さいたま市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

4 審査の期間

令和7年7月7日から令和7年8月4日まで

5 審査の実施内容

令和6年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

6 審査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

7 備考

令和6年度さいたま市内部統制評価報告書の「3【評価結果】」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があった。

なお、重大な不備については、再発防止に努められたい。

8 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 各局区の事務処理ミス防止の取組として「ダブルチェックの徹底」としているが、依然として事務処理ミスが発生しており、過去の教訓が活かされていない。

再三同様の誤りを繰り返すことは、市政に対する信頼を失墜させる事態となることを改めて全職員が重く受け止め、全庁を挙げてコンプライアンスの推進を図られたい。

- (2) 重大な不備として評価された土地売却に係る不適正な事務処理については、職場内における決裁を含むチェック体制が機能不全であり、適切な監督機能や内部牽制が機能されていないことなどから発生した事案である。

今後、同様の事案が発生しないよう内部統制の充実・強化を図り、市民の信頼を著しく失墜させることがないように努めなければならない。

その手段の一つとして、市職員としての行動規範について周知徹底を図るとともに、全庁的な内部統制に係る仕組みのひとつである内部通報制度を充実させ、リスク情報の把握・伝達機能の強化に努められたい。

- (3) 重大な不備として評価された外国籍女児の除籍については、国からの通知の解釈を誤り、近隣自治体や文部科学省に運用実態や解釈を確認しなかったことによるものである。

事務の執行に当たっては、常に根拠法令等を意識し、適宜適切に確認するなど再発防止を徹底されたい。